

市民の皆様から寄せられたご意見と、それに対する市の考え方を公表します

案 件 名	尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(素案)に対する市民意見公募手続の結果公表について
公 表 期 間	平成29年2月27日(月)～3月21日(火)
担 当 課 (問い合わせ先)	福祉課 電話:06-6489-6348 FAX:06-6489-6329 Eメール: ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp

■ 公表の趣旨

尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱第10条に基づき、尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(素案)に対して、市民の皆様から寄せられたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

■ 閲覧場所等

市役所(福祉課)、市政情報センター、各地域振興センター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館、中央・北図書館、市ホームページ(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>)

■ 提出された意見数など

1人の方から、8件のご意見をいただきました。

■ 募集結果及び詳細資料について

尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(素案)に対するパブリックコメント募集結果(別紙のとおり)

(参考)なお、寄せられた意見については以下のとおり分類しています。

区 分	内 容
「意見を反映した」 (付加・修正)	a.案に付け加えたもの(付加) b.案の内容を修正するもの(修正)
「意見を参考とする」	案は変更しないが、意見をふまえその趣旨を実施段階で反映させていく
「すでに盛り込み済み」	すでに盛り込んでいるので、案は変更しない
「その他」	次の理由により、素案の内容を変更しなかったもの a.多様な考え方の一つであるが一般化が難しいもの b.現行の施策・事業で実施中、又は既に計画(他計画も含む)等で位置付けられているもの c.具体的な指摘がなかったもの(単に反対・賛成など) d.その他
「今回の意見公募の対象としていないもの」	今回の意見公募対象の意見でなかったが、以下のとおり取り扱った a.今後、検討するもの b.すでに実施済、実施中などであることを説明したもの c.市の姿勢や考えを説明し理解いただくものもの d.その他

尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
	第3章 要配慮者(災害時要援護者)支援に向けた基本的な考え方		
1	<p>「※要配慮者(災害時要援護者) 中略 責任を負うものではありません。」の但し書きは、東北大地震においても避難支援の途中に津波に巻き込まれ死亡されている支援者が少なからずあった事実から、必要な記述と考えます。わたしたち要援護者もそれでも援護しようという制度であるだけ、自己の事前準備などが真剣になされなければと思います。</p> <p>要援護者側からの啓発活動を例を挙げて紹介してはどうでしょう。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>今後、支援体制の構築を進めるにあたり、要配慮者(災害時要援護者)本人や地域などで取り組まれている事例を市政出前講座などの様々な機会をとらえ、紹介してまいります。</p>
	第4章 自助・共助・公助の役割と連携		
2	<p>「2 各主体の主な役割」の「要配慮者(災害時要援護者)本人・家族」の「平常時」として「自らの避難計画(マイ避難プラン)の作成」を「地震・津波のとき、どの建物に避難するかなど 自らの避難計画(マイ避難プラン)の作成」と具体的に記述。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>尼崎市の災害想定は、地震・津波に限るものではないため、具体的な記述は行いませんが、避難プランの作成方法等については、今後「災害時要援護者支援連絡会」において、検討してまいりたいと考えています。</p>
	第7章 尼崎市の取組み		
3	<p>「(2)市保有情報に基づく要配慮者情報の把握、管理」に「地域で要配慮者(災害時要援護者)情報の把握がしきれていない場合に備えて、市は地域の避難支援行動を補うことを目的に、要配慮者(災害時要援護者)リストを社会福祉連絡協議会(連協)単位ごとに整理し印刷したものを鍵のかかる安全な場所に保管しておき、災害発生時には迅速に当該リストを指定避難場所等で利用し、安否確認を行えるようにします。」と記載があるが、名簿について、熊本でもそうでしたが「社協」だけに限ると実情と食い違う場合が出ます。「事前に協議し協約を結んだ当事者関連センター」「現地に設置された支援センター」などの連携が想定されるべきです。</p>	1	<p>[意見を参考とする]</p> <p>市は、同意の有無にかかわらず要配慮者(災害時要援護者)全体のリストを保管しており、そのことを周知するための記述となっています。災害時には、社会福祉協議会(連協)以外の地域の団体等にも協力していただくことを想定していますが、具体的な提供先等については支援する側のご意見を踏まえ、今後も引き続き「災害時要援護者支援連絡会」等において検討してまいりたいと考えています。</p>

4	「1 尼崎市の取組み(平常時)」の11項目はどれをとってもおろそかにできない重要な取り組みです。よくまとめられています。一つ一つ具体的な取り組みへ進めていくことを「災害時要援護者支援連絡会」と連携して行いましょう。	1	[その他 d] 災害時要援護者支援については、今後も引き続き「災害時要援護者支援連絡会」と連携して取り組んでまいります。
5	「(2) 災害時の初期初動対応 (2)-1 安否確認、救出・救護、避難誘導の実施」の「安否確認」は熊本の例でも初期的にはうまくいかなかった。その例から学んで、具体的な対応を書き継ぎましょう。32ページの「安否が未確認の場合は地域に迅速な安否確認を依頼し、」を「安否が未確認の場合は地域や当事者団体等の協力を仰ぎ、迅速な安否確認を依頼し、」と追記してはどうか。	1	[意見を参考とする] 災害時の初期初動対応に関する具体的な対応や当事者団体との連携については、今後も引き続き「災害時要援護者支援連絡会」において、検討してまいりたいと考えています。
6	「(3)-7 在宅の要配慮者(災害時要援護者)への支援」は大事な支援です。障害者は個々の実状にあった設備が必要なため、半壊であっても自宅で生活を送る場合が少なくありません。食料なども届かないことがあります。当事者団体と連絡を取りながらの共助が望ましい。	1	[その他 d] 被災後の在宅避難者への支援については、在宅要配慮者への対策を規定した尼崎市地域防災計画(医療救護関連計画)等において、検討してまいります。
7	「避難支援 Q&A」はよく練られた「Q&A」です。これをもって、もっと社協現場に説明ください。別冊「避難支援等関係者編」はわかりやすい冊子となっています。これをたくさん持ち込んで、連協単位で説明と激励に回ってほしい。	1	[その他 d] 指針は、完成後、地域への説明等で活用する予定であり、Q&A についても同様に説明を行ってまいります。
8	車いす障害者と階段をあがる訓練、おんぶひもを使って階段を上がる訓練、担架を使って階段を上がる訓練、視覚障害者を手引きして階段をあがる訓練、聴覚障害者に緊急を伝える訓練などを当事者団体としても協力できます。講話だけでなく実地が入ることで、町内会の同意も得られやすいのではないのでしょうか。南海地震のとき津波の来る110分までに、要援護者から一人の死者も出さないよう、みんなで力を合わせましょう。	1	[その他 d] 地域で実施する訓練は、減災対策に有効な手段です。特に要配慮者(災害時要援護者)の方が参加することで、地域での全体的な課題を確認することができます。 指針完成後に行う地域等への説明時においては、要配慮者(災害時要援護者)が参加する訓練の実施や避難支援の協力を働きかけてまいります。

【参考】平成28年12月公表済み資料

パブリックコメント案件概要

案件名： 尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(素案)について

1. 施策の概要
風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備などの他、災害対策基本法に基づき尼崎市が作成した避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導等の支援体制を整備することを目的として「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を策定します。
2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など
「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難支援に携わっていただく方々の理解を得て、順次、名簿情報の提供を行うなど支援の取組を進めていくが、円滑、迅速な避難支援体制を構築し、避難行動時の被害を抑えるためには事前の準備と災害時の適切な対応が求められる。こうしたことから、避難支援に向けた基本的な考え方を明確にし、平常時及び災害時における避難行動要支援者自身の取組や地域の取組、市の取組について定め、その役割を明確にし連携して進めていく必要がある。
3. 目指す姿・対応策など
行政が行う「公助」とともに、避難行動要支援者またはその家族による「自助」、地域による「共助」を基本とした、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備する。
4. 施策の対象範囲・期間など
＜対象範囲＞ 市民、事業者、行政
5. 市民意向調査の概要
市ホームページ、あまサポネットでの意見募集を実施。また、地域への出前講座等の開催時や市民・事業者等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」に参画する各団体より意見聴取を行った。
6. 施策の検討経過
(1) 素案検討過程での主な論点 指針策定にあたり、市民・事業者等で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催(平成27年度2回、平成28年度2回)し、素案策定に向けて協議を行った。
(主な内容) ・支援に向けた基本的な考え方 ・「自助」・「共助」・「公助」の役割 ・各主体の取組み(要配慮者(災害時要援護者)・地域・行政)
(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組み指針(内閣府(防災担当))や他都市の指針(ガイドライン)を参考とし、尼崎市において想定される災害についての対応や取組みについて検討し、反映した。
7. 今後のスケジュール
平成29年1月中旬～2月中旬に市民意見公募手続の実施。平成29年2月下旬～3月上旬に市民意見公募手続の結果公表及び「災害時要援護者支援連絡会」の開催
8. 添付資料
・尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(本編)(素案) ・尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(避難支援等関係者編)(素案) ・尼崎市避難行動要支援者避難支援指針(要配慮者(災害時要援護者)編)(素案)
9. お問い合わせ先
健康福祉局福祉部福祉課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館3F 電話番号06-6489-6348、ファックス06-6489-6329 メールアドレス ama-fukushi@amagasaki.hyogo.jp